

万葉集卷十九「大和国守」の表記について

——その編纂時期との関連において——

中 村 昭

一、序

万葉集卷十九、勝宝四年十一月の「廿五日新嘗会肆宴
応詔歌六首」中の四二七七番歌

袖垂れていざわが苑に鶯の木伝ひ散らす梅の花見に

右一首大和国守藤原永手朝臣

の左注「大和国守」の表記は問題を含むものである。即ち、この歌の詠まれた天平勝宝四年当時の畿内ヤマトの表記は、続日本紀によれば、「大倭国」と定められていたのであり、それが大和国と卷十九に表記されていることは、後年（宝字元年五月以降）において書き改められたことを示すものであるからである。もしその書き改めが

家持によって行われたとするならば、それは卷十九の編纂時期を考える上で一つのデータを提供することになるであろう。

ちなみに後述のように大和についての異伝は全く存していない。

二、大和国の表記について

畿内ヤマトの国名の表記が大倭国から大和国に改められたのは、宝字元年五月二十日の養老律令の施行によってであるが、これについて続日本紀の同日の条は次のように記している。

○丁卯_{一十}・去養老年中_{ヌル}。勝外祖故太政大臣_ニ。奉_{ツテ}勅_ヲ

刊^スニ修律令^ヲ。宜^ク下^ケ告^ケ所司^ニ。早使^中施行^セ。

その養老令は、畿内ヤマトの表記については「大和」の表記を用いたことが知られている。

養老令田令第九

凡畿内置^ニ官田^ニ。大和・摂津各卅町。

さて、この養老令の実施によって続日本紀が畿内ヤマトの表記を改めているかどうかを検すると、

(勝宝四年)

○十一月己巳^{癸卯朔}。以^テ從四位上藤原朝臣永手^ヲ為^ス大倭守^ト。

とあったものが、

(宝字二年二月)

○己巳^{廿七}。其大和国者宜^ニ免^ス今年調^ヲ。

というように「大和」と改められ、以後大和・一色になるのである。

もし、こういう国名表記の変更が、当時の記録に一般的に行われており、万葉集もそうだとするならば、前述の永手の歌の左注は、一度「大倭国守」と書かれた原文が、宝字元年五月二一日以降において「大和国守」と書き改められたということになるのである。

三、畿内ヤマトの表記の変遷

ヤマトの名は、

「奈良県の一郷名に始まり、奈良県全体にわたる『大和国』の国名となり、ついで日本全体の代表名となつた」⁽¹⁾

のであるが、ここでは問題を畿内ヤマトの国名表記にしぼって考えることにする。⁽²⁾ 畿内ヤマトの表記は、おおむね次のような変遷をたどって宝字元年の大和に至り、以後大和が固定して今日に至ったものと考えられる。

倭

↓大倭(a) ↓大養徳 ↓大倭(b) 大和

大倭 (天平九年) (天平十九年) (宝字元年以降)

四、大倭国(a)の表記について

続日本紀天平九年十二月二十七日の条には、

丙寅^{廿七}。改^ニ大倭国^ニ。為^ニ大養徳国^ニ。

と記されており同日までの畿内ヤマトの正規の表記が大倭国であったことを知ることができる。実例を示すと、

法起寺塔露盤銘(慶雲三年)

・ 及大倭国田二十町近江国田卅町⁽³⁾・

他に六例が存する。⁽⁴⁾

この間「倭国」の表記も天平十年成立の古記所引の別記中に発見できるが、法律書という特殊な分野であるので特に古い表記を用いたものと考えられる。⁽⁵⁾

五、大養徳国の表記について

大養徳国の表記は、天平九年十二月二十八日以降用いられたのであるが、その下限は天平十九年三月十六日である。

続日本紀の同日の条には、

〇十六

辛卯。改大養徳国⁽⁶⁾。依⁽⁶⁾舊⁽⁶⁾為⁽⁶⁾大倭国⁽⁶⁾とあってそれを知ることができる。実例は、

(1) 平城宮出土木簡

78号 大養徳国□□郡山村

(2) 正倉院文書七(天平十四年十一月十五日)

・・・右大養徳国添上郡仲戸郷於美里・

等他に七例⁽⁷⁾がある。

次の問題として、次の問題として、この大養徳国の表記の行われた天平九年と十九年の間にそれ以前用いられた大倭国の表記があるかどうかを検してみると、

(1) 正倉院文書(天平十七年八月一日類収)

秦伎美麻呂^{年廿一}

大倭国忍海郡・・

(2) 同二五(丹裏古文書)(第参拾八号)

(年月不詳。天平十七年カ。)

(内包表)

合壹伯肆拾人

大倭国五人

(3) 同二五(年月不詳。天平十七年カ。)

大倭国六人^五

大倭国平羣郡・・(同じ表記以下六例)

が発見されるが、(1)は天平十七年八月一日類収になってはいるが年月日は不詳であり、(2)(3)も天年十七年の文書と同じ東に発見されたというだけで年月不詳である。いづれにしても確たる証拠というに足りないものである。

以上を総合して考えると、大養徳国の表記は、少なくとも公文書⁽⁸⁾においては例外なく行われたと考えてよからう。

六、大倭国(b)の表記について

天平十九年三月十七日以降の表記は、再び「大倭国」とされたのであるが、その最も早いものは、

正倉院文書九

法花政所賺 写経司

(中略)

右、依七月七日大倭国掾口宣、奉送如件

天平十九年四月十二日舍人秦淨足

である。三月十七日から一カ月も経ない四月十二日に既に「大倭国」の表記が行われているのを知ることができ⁽⁹⁾る。

勝宝四年の正倉院文書十二所収のものは永手の歌と同年であるので掲げると、

○六十花嚴経料筆[■]大倭国大目三嶋宗万呂所奉写者

天平勝宝四年五月九日筆二管直銭八十文

となつている。

勝宝七歳及び八歳の文書は、当の本人永手が自署したものであるので、一そう興が深い。

正倉院文書四

○孝謙天皇東大寺領施入勅

勅

板蠅杣杣処

(中略)

天平勝宝七歳十二月廿八日

奉 勅

從二位行大納言紫微令中衛大將近江守藤原朝臣

仲 麿

從二位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手

紫微大忠正五位下兼行左兵衛將右馬監加茂朝臣

角 足

仲麿、永手、角足はそれぞれ自署である。⁽¹⁰⁾

勝宝八歳のもものは、(1)孝謙天皇東大寺宮宅田園施入勅 (2)東大寺献物帳 (3)東大寺献物帳で、署名はいずれも、

從三位行左京大夫兼侍從大倭守藤原朝臣永手となつており、永手の部分は自署である。

大倭(b)の使用例数は極めて多く一々挙げきれないので、その年次別及び出典別の例数を掲げると次のとおりである。⁽¹¹⁾

年次別例数	出典別例数
天平20年まで・19	正倉院文書・26
天平21	法隆寺縁起資財帳・5
勝宝2	東南院文書・4
〃 3	大安寺縁起資財帳・2
〃 4	東大寺文書・1
〃 7	東寺文書・1
〃 8	金石文・1
合計 40	合計 40

大倭国(b)の表記例はこのように極めて多いのであるが、この間「大養徳国」の表記例は全く発見できない。

即ち、ここでも続紀に記された規定は厳密に守られたといえよう。

七、大和国の表記について

大和国の表記の実施は、宝字元年五月二日以降であるが、その最も早いものは正倉院文書宝字二年二月二日の文書である。

正倉院文書（宝字二年二月二日）

画工司移東大寺

（中略）

小長谷広国 大和国山辺郡

黄文三田 大和国山辺郡

宝字三年のものは正倉院文書中に発見できず、宝字四年のものがある。

正倉院文書十四（宝字四年六月十七日）

東大寺奉写経所牒大和国写経所

以下、大和の使用例数は残存文書の増加に比例して増大するのであるが、興味あることとしては、宝龜三年五月二十日の大伴家持自署文書（宮本長則氏蔵）が残されていることである。

太政官符神祇官

在大和国広瀬郡

広瀬神社壹前

右被右大臣宣備件社自今以後宜預月次幣帛例者官宣承知依宣施行符到奉行

〔下行左中弁兼式部員外大輔大伴宿祢家持 左少史 正七位上土 師宿祢施取

宝龜三年五月廿日

末尾の家持・施取は自署である。

八、天平宝字元年以前の大和の表記例

さて、ここで浮かぶ疑問は、宝字元年以前に大和の使用例が全くなかったのかどうかということである。これが本問題を考える上での重要な争点になる。

宝字元年五月以前に、畿内ヤマトについて「大和」と表記した文書は三通（例数として四例）発見できるのであるが、結論を先にいえば、それらの文書の大和の表記はいずれも否定乃至疑問視されるべきものであって、続日本紀の規定や養老令の表記は正確に守られたと考えられるのである。

(1) 正倉院文書二五（*朱書「」異筆記入）

○ 孝謙天皇東大寺飛驒坂所施入勅書案 内閣記録 課所蔵

（端裏）

「東大寺飛驒庄勅書案 *「天平勝宝八歲大和口」」

※「正文在連券」

高市郡飛驒坂所

地陸町玖段參拾壹步林三町七段百五十一步
參倍
見三町二段百八十步 四至東佰姓家并口分田南
北西
川并佰姓家口分田

田壹町參段貳佰玖拾貳步

乘田七段二百卅步

墾田六段五十二步

屋參宇

倉參宇

草葺屋二字

一字長二丈五寸
在戸一具 廣一丈二尺

一字長三丈一尺
在戸二具 廣一丈六尺

板屋一字長一丈二尺
在戸一具 廣一丈一尺

草葺板倉二字

一字長一丈七尺
高一丈一尺 廣一丈四尺

一字長一丈四尺
高一丈二尺 廣一丈二尺

草葺甲倉一字長一丈四尺
高七尺 廣一丈二尺

以前、奉去五月廿五日 勅、所入如件

天平勝宝八歲六月十二日

(2)正倉院文書二五

○東大寺領飛驒坂所公驗案奈良簡井英
後氏所藏

(端裏)

「飛驒庄覺光所進文書」

(異筆1)

「東大寺印藏御公驗案文」

(異筆2)

「正文在文図、件文載大和所々庄之、」

飛驒坂所

壹町參段貳佰玖拾貳步在地圖内、

乘田七段二百四十步

墾田六段五十二步

天平勝宝八歲十二月十三日

高市郡擬少領五位高市

連広君

擬大領從七位上高市

連屋守

上件三処勘国司

正七位上行大目船連(以麻之)心庶呂

從五位下行介大倭伊美吉東也

いづれも東大寺飛驒庄についての文書であり、一部
の「大和」は、大和国を意味すると考えられるが、共に
案文で、その端裏書の中に「大和」の文字が見られるの

が注意を惹く。普通、端裏書は、文書を受取者が端裏の部分に文書の内容を略記しておくものであり、受け取った当時記入されることが多いが、案文の場合であれば、差出した方で控のために保存し、それに後時の保管者が便宜のために書き加えたとも考えられる。(この文書の勝宝八歳の翌年が宝字元年である。) この疑を強くするものに東大寺文書之五がある。¹³⁾

一三〇 聖武天皇勅施入文案
(端裏書本文と同筆)

「東大寺飛驒庄勅書案」

高市郡飛驒坂所

地陸町玖段

参佑

参「拾」志歩

林三町七段百五十一歩
見三町二段百八十歩

四至川東併

姓家并口分田南西北
百姓家口分田

田老町参段式佰玖拾式歩

乘田七段二百卅歩

壘田六段五十二歩

屋参字

倉参字

草葺屋二字

一字長二丈五寸 廣一丈二尺
在戸一具

一字長三丈一尺 廣一丈六尺
在戸二具

板屋一字長二丈一尺 廣一丈二尺
在戸一具

草葺板倉二字

一字長一丈七尺 廣一丈四尺
高一丈一尺

一字長一丈五尺 廣一丈三尺
高一丈二寸

草葺甲倉一字長一丈四尺 廣一丈二尺
高七尺

以前、奉公五月二五日 勅、所入如件、

天平勝宝八歳六月十二日

正倉院文書の編集者は、一を孝謙天皇勅書案とし一を聖武天皇勅書案と標題を付しているが、両者は全く同一の内容で、日付も勝宝八歳六月十二日である。後者の端裏書は本文と同筆であり、「大和」の文字は入っていない。(1)の端裏書が宝字元年五月以降のものではないかと疑わせる材料となろう。(2)の端裏書についても同様なことが考えられよう。

(3)元興寺伽藍縁起并流記資財帳(寧楽遺文)

(A)塔露盤銘

難波天皇之世辛亥正月五日授塔露盤銘大和国天皇

斯婦斯麻宮治天下名阿末久爾意斯波羅岐比里爾波

弥己等・

(B)末尾

定田四百卅八町四段三百卅歩未定五十町三反在七ヶ国大和、河内、摂津、・・・合食封一千七百戸、在七ヶ国、・・・信乃三百廿五

これも次のような理由で資料価値が低いと考えられる。

(1)この資財帳は天平十九年に作られたものであるが、現存のものは、長寛三年（AD一六五年）に抜すいして作られたものであり、当時の表記が混入している可能性があること。

(2)縁起を記した文中に頻繁に誤字、脱字があること。

（寧楽遺文参照）

(3)末尾の国名中に「信乃」と記されているが、古事記日本書紀、風土記、万葉においては、シナノ・ミノの「ノ」には濃または野を当てており、乙類の乃が使われている例はなく、平安時代のものに信乃の表記が多く見出されること。

(4)(A)の「大和国」は畿内ヤマトを指すものでないと考えられるが、仮に畿内ヤマトを指すとしても、日本書紀欽明天皇元年七月の条には「遷都倭国磯城郡磯城嶋¹⁴。仍号為磯城嶋金刺宮。」とあり、直木氏の論文からみても長寛三年時の写し誤りであろうと考えられる。

九、九ヤマトの表記についての結論

以上の用例から判断すると、

「畿内ヤマトの表記は、倭（大倭）↓大倭↓大養徳↓大倭↓大和と推移し、宝字元年五月二十日を以て大倭国から大和国に移行したが、その表記に関する規定は厳密に遵守された。」

と考えられる。

そこで巻十九にもどって考えると、永手がこの歌を詠んだ勝宝四年十一月の時点では、当然「大倭国守」と表記されたと推定される。天皇の御前で奏された応詔歌であり、この場のヤマトの表記は、単なる地名、国名としてのヤマトではなく、国守という官職に冠せられるヤマトであるので、正規の「大倭国守」以外にはありえなかったと考えられるのである。

では、次の問題として、いつ誰によって大和と書き改められたのであろうか。

十、後人による誤写の可能性

誰かによって書き改められた場合については次の三つのケースが考えられる。

(1)後人による誤写

(ii) 家持以外の編者による書き改め

(i) 家持自身による書き改め

大和の用例は前述のようにただ一例であるので、ただ一例では後人の誤写による可能性があるという疑問が出よう。しかしながら、次の事項はその可能性を著しく減じるものと思われる。

(a) 「大和国守」については異伝が全く存しないということ。

この部分の伝本は、元暦校本、紀州本、西本願寺本、金沢文庫本、細井本、温故堂本、大矢本、京大本、類聚古集であるがこれらすべてに異伝がなく、しかもこの中には古い写本、異系統の写本が含まれていること。類聚古集のように左注でなく題詞になっているものでも「大和国守」そのものには異伝がないこと。

(d) 集中倭とあるべきものを和としたと考えられる三例に次表のような異伝のあること。

巻	歌番	倭	和
一	六四元・紀・冷・類(異体字)	西	細、温、文、矢、京
五	八七六類、紀、細、温、矢、京西		
七	一一二九元、類、紀、温、矢、京西、細		

註「元暦校本の巻六を除く十三帖(巻一、二、四、七、九

十、十二、十三、十四、十七、十八、十九、二十)は同時の分筆とおぼしく、……時代を異にせりとは考へられず。」(佐佐木信綱氏、「万葉集事典」)

表でわかるように、古い写本が倭となっているのに対して、新しい写本が和となっている。ところが、右の倭として古い写本でも、「大和国守」についてはすべて一様に大和としている。これは大和が誤写でない可能性をそれだけ大きくするものと考えられる。

(c) ヤマトの表記に関連してヤマシロの表記がある。山城の表記は、延暦十二年十一月丁丑の詔によって規定され、以後山城一色になるのであるが、万葉集ではヤマシロは、山代(例)、山背(7)、開木代(3)であって山城は一例も出て来ない。万葉集が成立していたかいなかったかわからない頃に山城の表記が定められ、しかも、巻は九つにわたり、例数は十六例、その各例について数多くの写本が存在し、延暦十三年の改正以後山城一色の中で筆写が行われてきたにもかかわらずである。このことは、今日われわれが見る写本が、少なくともこういう国名に関しては、非常に正確に筆写されたことを物語ってはいはしないだろうか。¹⁴⁸⁾

(e) に関連して、集中の国名(筑紫、越、豊国・吉備等も含む)に関する異伝を調査すると、異伝のあるもので

も古い写本では一致しているケースが多い。また卷十九の国名については一例も異伝がない。このことは卷十九の原本が大和と書かれたことに対する信憑性を高めるものであろう。

以上の考察によって、大和の用例が集中ただ一例にすぎないという限界を考慮に入れつつ、誤写の可能性は極めて少ないと結論づけるものである。

十一、家持以外の編者による書き改め

卷十九について家持以外の編者を考え、その編者による意識的書き改めを考えることもできそうであるが、もしそうだとしたら、その編者は原形保存の意識がなかったということになる。最初に書かれたのは「大倭」であったはずだから。そういう意識の下に編集されたものとしては、種々の点で卷十九はよくその原形を保っているといわねばならない。²⁰¹ その点にこの考え方の難点がある。更に、前述のような、他の巻におけるヤマト・ヤマシロの表記との関連をどう説明するかが問題になる。

十二、家持自身による書き改め

家持自身が書き改めたのではないかと考えられる根拠としては次のようなものがある。

(1) 前述のように「大和国」と書かれた宝龜三年の文書に家持自身が署名をしていること。従って少なくともその時期までには家持によって書き改められたのではないかと考えられること。更に、ヤマシロの表記は卷十七、二十においては「山背」であるが、同じ表記の宝龜三年の文書に家持が自署していることもその支援材料になろう。²⁰²

(2) 卷十九は家持の歌日記の性格を最も色濃く持っている巻であり、書き改めるとしたら先ず家持が考えられること。

(3) 末四巻には、他に、家持による後時整理の例があること。

(4) 国名表記改正の持つ重みと官人家持の表記意識

(3)と(4)については後述するが、右以外に伊藤博氏のように、末四巻の中で卷十九だけが表意表現であるのはこの巻だけが家持によって書き改められたためである²⁰³と考えられる方もある。この考え方に立てば、書き改めの時期を宝字元年五月以降ととり、大和国守の表記はその書き改めの一証になるとすることもできるわけであるが、これには大野晋氏のように、逆に十七、十八、二十が書き改められたとされる方もあり、古屋彰氏のような反論²⁰⁴もあるので速断するわけにはゆかない。

(3)について

卷十七雪の肆宴歌について家持は結巻後に書き改めを行っていると考えられる。また卷十九、二十については後時補入を行っている。四二五七、九の左大弁紀飯麻呂、左中弁中臣清麻呂、四二九六左中弁中臣清麻呂の記事がそれである。これらについては、家持以外の編集者の後補という考え方もあるが、私はこれを家持による補入と考える。末四巻の他の部分に家持による整理や補入が発見されるのであれば、大和国守を家持による書き改めと見てもおかしくないであろう。

(4)について

一体国名表記の改正は当時どの程度の重みを持っていたものであろうか。既に見たように、統紀は、大倭(a)↓大養徳、大養徳↓大倭(b)の改正の記事を記載し、大倭(b)↓大和については特に記事にしてはいないが、養老律令施行の記事の中にそれを含ませている。そして統紀記事中の国名表記は、それぞれの施行期日に応じてほぼ忠実に守られており、特に大養徳以降の表記については例外がない。統紀はいうまでもなく延暦年間編纂の勅撰の史書である。国名表記の改正はそれだけの重みを持っていたのである。他の公文書についても既に見たとおりである。特にそれが、ただ単なる地名としてでなく、国

司名に冠するものであれば、一そう重要であつたろう。

更に、養老律令が施行され、大和の国の国名表記が一般に行われている時に、肆宴歌の席の国名表記を旧のままにしておくことは、天皇の忠実な官人家持にとってはできないことであつたのではなからうか。(以上に加えて当時の政治情勢、藤原仲麻呂と家持の人間関係といった要素も考えられる。養老律令の施行や大和への表記の改正は、仲麻呂の父祖顯彰策・諸兄の大養徳国への改正に対する対抗意識に基づいて行われたものであり、奈良麻呂の変前後の家持の親仲麻呂の対応も考えるべきであるが、今は紙幅の関係上指摘することとどめて別稿に譲ることにする。)

家持による書き改めを考えた時、その時期は養老令施行に近い時期と推測するのが自然であるが、家持自署文書の存在から見て、下限を宝亀三年頃とするのが妥当であろう。

十三、卷十九編纂時期との関連

拙稿でも触れたことであるが、卷十七、十九には「随聞之時」記「載於茲」といった類の表現が四カ所ある。

十七—³⁹¹⁵右、年月所処、未_レ得_レ詳審。但隨_二聞之時_一載_二於茲_一。

十七—³⁹⁵²古歌一首_{大原高安}年月不_レ審。但隨_二聞時_一記_二載

茲^二焉^一

十九—4247 右件歌者、伝誦之人、越中大目高安倉人種磨

是也。但年月次者隨^二聞之時^一載^二於此焉^一。

十九—4261 右件二首、天平勝宝四年二月二日聞^レ之、即

載^二於茲^一也。

「隨聞之時」あるいは「即」といつている以上、聞い
てからひどく時間が経過してから記し載せたとは考えら
れず、「此」「茲」とは巻十七や十九の原本ともいへべき
巻物を指しており、作歌や伝聞の順に随って原本に記載
していったと考えられる。これは末四巻の編纂が、後
年、資料にもとづいて一時に行われたのでなくて、順次
に目次を逐って書き継がれていった証であると私は考え
るものである。もしそうだとするならば、最終歌の時点
は、一応その巻の編纂完了の時点だということになる。
巻十九についていえば、最終歌勝宝五年二月末が一応の
結巻の時点ということになる。そして巻十九の場合、最
終歌とその左注とはみごとに右の逐次記録の記事に対応
を示しているのである。

二十五日、作歌一首

うらうらに照れる春日に雲雀あがり情悲しも独りしお
もへば

春日遅く鶉鷓正啼。悽惻之意非^レ歌難^レ撥耳。仍作^二此

歌、式展^二締緒^一。但此卷中不^レ併^レ作者名字、徒録^二年
月所処縁起^一者、皆大伴宿祢家持裁作歌詞也。

「仍作^二此歌^一、式展^二締緒^一」までは、「うらうらに」
の歌に關して述べたことばであり、「但此卷中」以下は
巻十九全体について述べたことばである。この左注の前
半が勝宝五年二月二十五日に書かれ、後半が、後年、巻
十九編纂時に書かれたとは考えられない。順次に書き繼
いでいつて二十五日に至り、最終歌を記し、その左注を
付けたと同時に巻十九全巻の締めくくりを行ったと見る
べきである。

大体大倭などという文字の修正は、数字を用いる統計
資料などとはちがって、その都度一々整理されていない
資料に眼を通してまで行うものとは考えられない。成書
となっている原本を修正したと考えるか、あるいは、宝
字元年五月以降においてそれまで集められていた資料を
巻十九に編纂し、その際大和と書き改めたと考えるべき
ものであろう。ところが、前述のように、原本があった
と考えられる以上、当然成書に対する修正ということに
なる。即ち、この書き改めは、勝宝五年二月末までに巻
十九の原本があったことを裏づけるもう一つの証である
と考えるものである。

更に前出の拙稿で述べたように、巻十七の第一次の編

纂完了がその結巻時であるとするならば、卷十九についても同様に考えてもよいのではなからうか。

十四、誤写の場合の編纂時期との関連

「大和国守がたった一例では、誤写の不安をまぬかれないという考えもある。家持が過去に遡ってまで「大和」に書き改めたとは考えられないという考えもある。私自身誤写の可能性が全くないとは思っていない。

卷十七、家持越中赴任の記事の題詞は、

大伴宿禰家持、以_二閩七月_一被_レ任_二越中国守_一即以_二七月_一赴_二任所_一。

となっており、この閩には諸本異伝はないが誤りであることは明らかである。天平十八年の閩は九月であり、そこからさまざまな意見が出てくるわけであるが、結局は誤写と見られる。(衍入も誤写である。)同じことが「大和国守」に存在しないとは断言できない。そこで誤写であった場合のことを考えてみる必要がある。

永手、家持の二首とその左注(類聚古集では題詞)が後人の創作による付加でない以上、大和国守と誤写されたものの原形は大倭国守であったはずである。倭が和と異伝されたとしか考えようがない。「大倭国守」が原形であったとするなら、そのことはこの新嘗会肆宴歌の資料

としての確実性を保証するものである。正倉院文書や統紀等現在得られる永手の大倭国守に関するすべての資料に、表記面からみても、年代の面からみても、全面的に合致するものだからである。とすれば、前述の、卷十九はよくその原形を保っているとする私の説の一支援材料になるわけであり、また「大倭」の表記の行われた時期から考えて、卷十九宝字元年五月以前成立説の一助になるものである。従ってこの誤写説は、結果的には家持書き改め説とそう遠くないと考えられるのである。

註(1) 岩波古語辞典

(2) ヤマトの国名表記については、全般的なことは上田正昭氏「大和朝廷」(一 朝廷の由来)、大宝令前後から記紀成立期については直木孝次郎氏「飛鳥奈良時代の研究」(V・四・古事記の国名表記について)を参照させていただいた。

(3) 寧楽遺文

(4) (イ) 威奈大村金銅藏骨器墓誌銘(慶雲四年)、(ロ) 円満寺文書(和銅二年)、(ハ) 粟原寺鑑盤銘(和銅八年)、(ニ) 元明天皇陵碑(養老五年)、(ホ) 小治田朝臣安万侶墓誌(神龜六年)(以上「寧楽遺文」「続古京遺文」参照) (ウ) 天平二年大倭国正税帳(正倉院文書)には「大倭国印」が二七一方所捺してある。

(5) 今日でも六法全書に「……スヘシ」といった古い表記

が残っているようなものであろう。

(6) 依舊の文字は国史大系本統日本紀(徳川侯爵家所蔵金沢文庫本)による。

(7) (イ)平城宮出土木簡概報七・SL42081 (ロ)東南院文書三—六三二ノ(三) (ハ)同六三二ノ(二) (ニ)東南院文書三—六三二ノ(四) (ホ)正倉院文書九(天平十八年十一月一日) (ヘ)同九(天平十九年正月十八日) (ト)同二四(天平十九年正月廿八日)

(8) 当時の寺院の性格からいって寺院の文書も公文書として考えられる。

(9) その次に早いものは正倉院文書九(天平十九年十一月十四日)の大倭少掾佐伯今毛人の自署文書で、実施後約七カ月である。

(10) 同じものが大日本古文书・東大寺文書五に収載されており、この方には異筆の記入があるが、この記入はこの問題に関係をもつものではない。

(11) この例数には、日付はこの時代でも後世の筆写と思われるものは省いてある。

(12) 統紀の人名表記にはつもっと早いものがあるが、これについては後述する。

(13) 大日本古文书家わけ第十八の五。なお東大寺文書と正倉院文書の近い関係を検討に入れたい。

(14) 直木氏前掲書。

(15) 集中のヤマトの表記例は次のとおりである。

(イ)倭(24例、64、1129の異伝を含む。人名は含まない。)

(ロ)山跡(18例) (ハ)日本(16例) (ニ)夜麻登(4例) (ホ)1例のものは八間跡、山常、夜麻等、也麻等、夜万登、夜末等、大和(ハ)人名(149倭太后、1736式部大倭) (ト)異伝については後述。(リ)大和の用例は1例、大養徳、大倭の用例はない。

(16) 類聚古集には前行に「新嘗会肆宴二首 大和国守藤原永手朝臣」とあり、次の家持歌「足日木乃……」の下に小字で「少納言大伴宿禰家持」となっている。(校本万葉集)

(17) 日本紀要略卷十三
(18) その理由については別の機会に考えたい。

(19) 異伝のある国名表記は次の九例である。

倭 (一一64、五—876、七一1129)

紀伊 (一一54) 伊(元類紀) 伊ナシ(文西温(冷細古)矢京)

伊予 (一一90) 予(金紀) 与(元西温(冷細温)矢京)

伊与 (一一6) 与(元類紀) 予(冷細温(文西矢京)温古)

丹波 (十二—3071) 丹(元類紀細温) 舟(西(古矢京西訂)温古)

美知乃久(十八—) 乃(元類紀) 熊(西紀細温(古矢京)温古)

豆久志 (二十一—4340) 都(類) 豆(元紀西細温(古矢京)温古)

延総字数1025字中の9字が異伝を有していることになる。ただし、(イ)目録は除外(ロ)駿河采女、山背王等の人名は含

む。(イ)文字についての異伝だけで文章全体の位置の異伝等は含まない。

- (20) 別稿を予定している。
(21) 宮本長則氏所蔵文書

太政官符神祇官

合神式処

(異筆)

「取」雙栗神 在山背国久世郡

(中略)

従四位下行左従弁兼中務大輔 大伴宿禰家持(自書)(下略)

宝龜三年正月十三日

- (22) 「万葉集の構造と成立(下)」(家持歌日記と万葉集)
(23) 「日本古典文学大系万葉集四」(各巻の解説)
(24) 「万葉集講座第一巻」(万葉集編纂の動機と目的)
(25) 拙稿「巻十七、雪の肆宴歌考」(森脇一夫博士古稀記念論文集「万葉の発想」所収)
(26) 別稿を予定している。
(27) 人名についても、宝字元年六月十六日の記事で、「大倭宿禰」と書いていたものを十二月九日の記事では「大和宿禰」と改めている。国名表記についても、実際に行われるようになったのはこの間であったらうとも考えられる。

- (28) 注(25)の前掲論文。